⑦コミュニティを支える生業支援

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	①地域の支え合い②雇用対策	作成年月
	⑦コミュニティを支える生業支援	
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建②(iv)個人事業者や商店等の復興⑦(i)地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 23 年 11 月

# これまでの取組み

(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付を新設し、融資による 支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生 活衛生関係営業者の1日も早い事業再開を支援。

### 当面(今年度中)の取組み

東日本大震災復興特別貸付による、被災した生活衛生関係営業者等を支援。 また、津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する訪問理・美容に必要 な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮 営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することなどにより、被災生活 衛生関係営業者の早期自立を支援。

# 中・長期的(3年程度)取組み

東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。

# 期待される効果・達成すべき目標

生活衛生関係営業者の自立

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	奴这产类少
節	(3)地域経済活動の再生	経済産業省
項	⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	(i)コミュニティの再生のためには個人事業者	平成 23 年 11 月
	や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美	
	容業、クリーニング業など、地域に密着した生活	
	衛生関係営業者、建設関係技能者(大工・左官	
	等)、飲食業・小売業等の商店経営者等、地域コ	
	ミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可	
	能となるよう支援する。	

#### これまでの取組み

被災した商店街の施設の補修やがれき等の障害物除去にかかる費用に対して、22年度補正予算(実績額1.8億円)、23年度当初予算(2.0億円の内数)にて補助を行うとともに、23年度1次補正予算(4.0億円の内数)においてアーケードの撤去や街路灯の建て替えなど、破損規模が大きい施設の修繕等、相当程度期間を要する取組に対して補助を実施。

### 当面(今年度中)の取組み

3次補正予算(14億円)において、商店街等や地域コミュニティの活性化を図るため、被災した商店街自身が観光客等を誘致するために行う復興イベント、被災した商店街と被災地域以外の商店街が連携して行う共同復興イベント、被災地以外の商店街が空き店舗を活用して被災地の地域資源等を販売するアンテナショップの設置・運営等のソフト面での取組を支援するほか、災害に強い商店街形成など地域コミュニティの強化を図るハード面での取組も支援することとする。

## 中・長期的(3年程度)取組み

24年度当初予算において、地域コミュニティの担い手である商店街の活性化を図るため、地域の高齢化等の社会課題の解決にも資する商店街活性化の取組(バリアフリー化等)を支援する「中小商業活力向上事業」(20.0億円)や、中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画に基づく商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設置・運営等を支援する「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」(24.1億円)を要求中。さらに、要望枠において、商店街が地域のコミュニティ機能を十全に発揮するため、商店街等とまちづくり会社等とが連携しつつ、地域のまちづくり計画と一体となって行う商業活性化の取組を支援する地域商業の再生支援を要求中。(要望枠で20.0億円)

# 期待される効果・達成すべき目標

三次補正予算で実施する本事業は、被災した商店街に賑わいを取り戻すための取組や、災害に強い商店街の形成などを支援する事業である。本事業を行うことにより、賑わいを回復した商店街等の割合を65%以上とすることを目標とする。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	日上本译业
節	(3)地域経済活動の再生	国土交通省
項	⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月
目	(i)	平成23年11月

### これまでの取組み

- ・下請建設企業等(個人事業者を含む。)が、元請建設企業に対して有する工事代金債権をファクタリング会社が保証し、元請建設企業が倒産等した場合に工事代金債権額を支払う『下請債権保全支援事業』を平成21年度第2次補正予算において創設し、個人事業者を含む中小建設企業に対する支援を実施。
- ・被災地において、工事及び災害廃棄物の撤去等に係る債権をファクタリング会社 が買い取ることにより中小建設企業の資金繰りの円滑化を図る『債権買取事業』 を下請債権保全支援事業の一部として実施(平成23年6月1日~)。
- ・被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)に係る債権についても 下請債権保全支援事業の保証対象とした(平成23年6月1日~)。

# 当面(今年度中)の取組み

・これまでの取り組みに加え、被災地において、建設機械の販売・リース・レンタル 会社が建設企業に対して有する債権(リース料等)についても保証の対象とする。

### 中・長期的(3年程度)取組み

・引き続き、債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を 含む下請建設企業の経営の安定化を図る。

### 期待される効果・達成すべき目標

## 【期待される効果】

- ・債権の保全や資金繰り円滑化等の金融支援を通じて、個人事業者を含む下請建 設企業の経営の安定化を図ることにより、被災地の復旧・復興活動への貢献が 期待される。
- ・また、建設業は、平時から自然災害箇所の調査等、地域の防災機能の一翼を担っており、地域の建設企業の経営の安定化を図ることは、地域社会全体の維持向上につながる。

# 【達成すべき目標】

・本制度の活用促進により、個人事業者を含む下請建設企業の経営の安定化を図り、被災地の復旧・復興活動に寄与する。